

あなたの市・県民税が変わります。

◆平成19年1月から
農業所得標準の適用が
廃止になります

各地方団体が自主性を發揮し、
より身近な行政サービスを行うために

進められてきた三位一体改革。

その一環として、国の所得税から地方の市・県民税へ
約3兆円の税源移譲が行われます。

「るべき税制」に沿った制度設計の見直しのため、
みなさんが納めている

市・県民税が大きく変わりつつあります。

現在、国では「国から地方
に」「地方でできることは地方
に」を基本方針として、三位一体
の改革（国庫補助金の改革、地方
から地方への税源移譲、地方
交付税の見直し）が行われてい
ます。

現在、国では「国から地方
に」「地方でできることは地方
に」を基本方針として、三位一体
の改革（国庫補助金の改革、地方
から地方への税源移譲、地方
交付税の見直し）が行われてい
ます。

平成17年度の地方税改正では、
◆定率減税の引き下げ（次の率
を税額控除する制度で平成19
年度分から廃止）
現行 住民税所得割額の15%
(4万円が上限)
改正後 住民税所得割額の7%
5% (2万円が上限)
◆65歳以上の者に係る非課税措
置の廃止（19年度まで3年間
で段階的に廃止）

つまり、平成18年度に前記4
項目の改正が同時に適用するこ
ととなり、そのため今年6月に
届いた市民税の納付書を手にし
た特に65歳以上の方々は、前年
度と比べてその増額幅に驚かれ
たことと思います。

また、市民からは「合併して
市になつたから変わったの？」
「市になると税金が高くなるの
？」などといった内容の問い合わせ
が寄せられましたが、「世代間お
よび世代内の税負担の公平の確
保」や「一人ひとりが安心して暮
らせる社会福祉の構築」を目的と
した全国統一の税制改正についての
理解をお願いします。

◆公的年金等控除の上乗せ措置
の廃止（控除額140万円が
120万円に引き下げ）

平成19年分の申告（平成20年
2月～3月）から農業所得につ
いて標準の適用が廃止となり、
すべての農家が収支計算による
申告になります。収支計算に移
行することによって、農家の方
ご自身が実際の収入、支出の把
握をしなければなりません。そ
のため平成19年1月からは領收
書等を保存し記帳する必要があ
ります。

収支計算とは、収入金額から
水稻などの生産に要した経費を
差し引くことにより算出される
計算方法です。これまで、一
律に経費率を収入金額に乗じて
算出していた所得をこれからは
肥料代、種子代などを項目ごと
に分類し経費として所得金額を
算出します。このため必ず領收
書を保存し帳簿をつける必要が
あります。このため必ず領收
書を保存し帳簿をつける必要が
あり、領收書等がない場合には、
申告の時に経費として認められ
ない場合があります。

平成19年度から本格化
A 市・県民税所得割
の税率が10%に統割
一されます。
市・県民税所得割
率は従来3段階の超過累
進構造になっていました。
これを所得の多い少ない
例税率構造に変えられ
たが可能となります。
なお、この改正は平成
19年6月徴収分から適用
されます。

Q 税負担は
増える？減る？
A ご安心ください。
税源移譲によって市・税
負担は減るため、納税者の
税が減るため、納税者の
税負担は変わりません。

平成19年度から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

A Q どう変わるの？

所 得 税	
課 税 所 得	税 率
~ 330万円	10%
330万円 ~ 900万円	20%
900万円 ~ 1,800万円	30%
1,800万円 ~	37%

《平成18年度分まで》

個人住民税(市・県民税の合計税率)	
課 税 所 得	税 率
~ 200万円	5%
200万円 ~ 700万円	10%
700万円 ~	13%

→

所 得 税	
課 税 所 得	税 率
~ 195万円	5%
195万円 ~ 330万円	10%
330万円 ~ 695万円	20%
695万円 ~ 900万円	23%
900万円 ~ 1,800万円	33%
1,800万円 ~	40%

《平成19年度分から》

個人住民税(市・県民税の合計税率)	
課 税 所 得	税 率
一 律	10%

◇独身者の場合
《平成18年度分まで》

給与収入	税源移譲前(単位:円)		
	所得税	市・県民税	合 計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000

→

税源移譲前(単位:円)		
所得税	市・県民税	合 計
62,000	126,500	188,500
160,500	260,500	421,000
376,500	404,500	781,000
868,500	650,500	1,519,000

◇夫婦+子ども2人の場合
《平成18年度分まで》

給与収入	税源移譲前(単位:円)		
	所得税	市・県民税	合 計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000

→

税源移譲前(単位:円)		
所得税	市・県民税	合 計
0	9,000	9,000
59,500	135,500	195,000
165,500	293,500	459,000
590,500	539,500	1,130,000

※夫婦+子供2人の場合、子供のうち1人が特定扶養親族（16歳～22歳までの扶養者）
に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分住民税から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。